

会

報

2001

第155号

〔特集／座談会〕

- 最高裁総務局・人事局との座談会…………… 2
最高裁家庭局との座談会……………36

〔特別寄稿〕

- 裁判所書記官の進むべき道……………大島 真一……………57

〔実務研究／民事〕

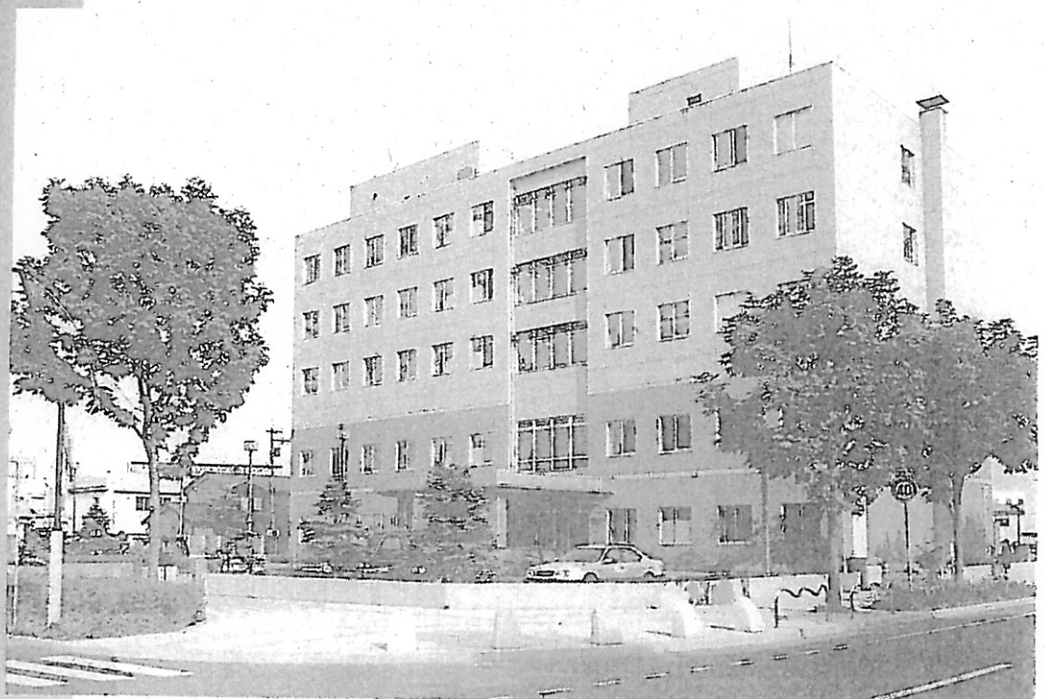
- 調書判決等における請求の表示例集
……………千葉地方裁判所民事裁判部門強化研究会民訴法部会……………73

〔国際交流〕

- オーストリア司法補助官との座談会…………… 115

〔本部と支部との交流会だより〕

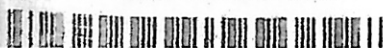
- 平成12年度高裁管内別支部交流会における意見（集約）…………… 127



最高裁判所図書館

札幌地・家裁苫小牧支部庁舎

全国裁判所書記官協議会



全国書協会報〔季刊〕第155号

目 次

〔巻頭言〕	井田事務局長	1
〔特集／座談会〕		
最高裁総務局・人事局との座談会		2
最高裁家庭局との座談会		36
〔特別寄稿〕		
裁判所書記官の進むべき道	大島 眞 一	57
〔実務研究／民事〕		
調書判決等における請求の表示例集	千葉地方裁判所民事裁判部門強化研究会民訴法部会	73
〔国際交流〕		
オーストリア司法補助官との座談会		115
〔本部と支部との交流会だより〕		
平成12年度高裁管内別支部交流会における意見（集約）		127
<hr/>		
本部だより	143	<編集手帖カット文字>の解説…小林保佳… 178
会報等在庫案内	147	
支部役員名簿	72, 114, 126	<俳句>かすみ俳句会… 146
原稿募集	177	
判例要旨紹介		
民事—最高裁判所判例要旨（平成12年3月9日～4月21日）	165	
刑事—最高裁判所判例要旨（平成12年3月22日～3月27日）	169	
下級裁判所判例要旨（平成12年1月11日～3月31日）	170	
家事—最高裁判所判例要旨（平成12年7月11日）	175	
下級裁判所判例要旨（平成12年4月25日～10月20日）	176	
		《巻頭言カット》…後藤三男（元千葉地裁）
		《編集手帖カット》…小林保佳（元長野地裁）

特集／座談会

最高裁総務局

出席者

最高裁判所側				
総務局第一課長	永野厚郎	鹿子木康介	田啓夫	田亮介
同第二・第三課長				
同制度調査室長	細田	増田	安浪	田中
同参事官				
人事局給与課長	安浪	田中	味方	
同任用課長				
同参事官				

書記官協議会側				
会長	植田賢二	後藤征	柿沼裕	井田登
副会長				
同事務局長	井齊	小松	戸川	田中正
同総務部長				
同経理部長				
同企画調査部長				
同編集部長				

齊藤総務部長 本日は、お忙しい中を、全国裁判所書記官協議会のために、時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、総務局・人事局との座談会を始めさせていただきます。

初めに、当協議会の植田会長がごあいさ

つを申し上げます。

植田会長 総務局、人事局の課長、室長及び参事官におかれては、大変御多忙中のところ、全国書協との座談会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、当局におかれましては、平素から書記官制度の充実、書記官事務の在り方、処遇改善等について、種々御配慮、御尽力いただいておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

この座談会は、書協の会員が、書記官事務に関する最近の状況や書記官制度の動向、任用・給与上の諸問題について、当局の方針や施策などの正確な情報を得て、今後の書協の活動の参考にしたいということで、毎年お願いしているものです。会員が将来の書記官制度を展望し、また、書記官事務の在り方を見直す機会とするなど、書記官にとって大変有意義なものとなっています。

現在、我が国は、社会経済構造の大きな変革期にあり、司法を取り巻く環境の変化にも極めて大きなものがあります。また、司法制度改革審議会における調査審議も最終段階を迎えております。このような時期に、本座談会が開催されることは、特に、意義深いことであると思っています。

と き 平成13年6月1日(金)
 ところ グランドアーク半蔵門

人事局との座談会

テ ー マ

- 1 司法制度改革について
 - (1) 司法制度改革審議会の状況等について
 - (2) 司法制度改革と書記官事務との関係等について
- 2 書記官の給与上の諸問題等について
 - (1) 平成13年度の級別定数、特に書記官の格付け関係について
 - (2) 政府の行政改革推進本部と人事院の公務員制度改革について
- 3 書記官事務に関する最近の動向について
 - (1) モデル部、研究部・係の研究状況と「指針」の定着状況について
 - (2) 倒産法制の見直しに関する最近の動向について
 - (3) 犯罪被害者保護法の施行に伴う書記官事務への影響等について
 - (4) 少年法改正に伴う書記官事務への影響等について
 - (5) 書記官の着実な職務遂行について
 - (6) 各種事件の増加と書記官事務について
- 4 書記官の任用上の諸問題について
 - (1) 書記官の任用政策について
 - (2) 新再任用制度の実情等について
 - (3) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について
- 5 書記官の研修等に関する諸問題について
 - (1) 平成13年度の書記官研修について
 - (2) 新設される裁判所職員総合研修所(仮称)構想の進捗状況について
- 6 O A関係について
 - (1) 裁判事務処理システムの導入などについて
 - (2) O Aサポート事務担当者の育成、配置等について
- 7 その他
 - (1) 執務資料等の刊行予定及び刊行計画について

座談会の内容は、会報を通じて、広く会員に紹介して、書記官事務の充実、発展のために役立て、そして、適正迅速な裁判の実現に貢献していきたいと考えていますの

で、テーマが多くて大変とは思いますが、どうぞよろしくお願いします。

齊藤総務部長 それでは、これからの進行は、当協議会の戸川企画調査部長が担当

しますので、よろしくお願いいたします。

戸川企画調査部長 企画調査部長の戸川でございます。これからの進行は、私が担当して進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。早速ですが、お手元に配布させていただきましたテーマの順に進行させていただきます。

1 司法制度改革について

(1) 司法制度改革審議会の状況等について

戸川企画調査部長 司法制度改革審議会の状況等についてお聞かせください。

永野第一課長 平成11年7月27日、内閣に設置された司法制度改革審議会は、各界から選任された13人の委員による審議を進め、昨年11月20日、意見の一致をみた改革の大きな方向性、今後の論議に当たっての改革の視点や具体的方策の検討の方向などを取りまとめた中間報告を公表しています。また、本年6月12日には内閣への最終意見の提出を予定しており、現在、最終意見の取りまとめに向け、精力的な審議が続けられています。

裁判所は、審議会の審議に際し、平成11年12月の法曹三者ヒアリングにおいて、司法制度改革に関する基本的な考え方を示



永野第一課長

したのをはじめ、これまでに、民事司法、刑事司法、国民の司法参加、裁判官制度等について、改革・改善のための提言を示すなどしています。最終意見の内容

は現在審議中ですが、先日明らかにされた最終意見（案）によれば、最終意見の方向性が明らかになっています。当然のことながら、その中には裁判所における事件処理等に影響を与えるであろうものが少なからず含まれています。その一つに、法定刑の重い重大事件へ導入するよう提言されることが見込まれる「裁判員」制度があります。この制度の導入に向け、連日的開廷を前提とした計画審理を可能とするような公判準備手続の創設など、刑事訴訟手続の変更が必要になると考えられます。また、民事司法の分野でも、人事訴訟等の家庭裁判所への移管、簡易裁判所の事物管轄について訴額の上限の引上げ検討など中間報告において示された方向性に加え、人証調べ事件の審理期間をおおむね半減するとの目標も掲げられる見込みとなっており、今後一層の計画審理促進が求められることになると考えられます。その他、最終意見には、法曹人口の増加、裁判官、裁判所書記官等の増員、法曹養成に関して法科大学院の設置なども盛り込まれる予定です。

最後に、審議会は、間もなく設置期限と定められた2年を迎えますが、その最終意見では、提言内容の実現に向け、改革の推進体制の整備等にも言及すると思われ、今後の司法制度改革問題に関する動きにも引き続き注目する必要があります。

(2) 司法制度改革と書記官事務との関係等について

戸川企画調査部長 司法制度改革が書記官事務に及ぼす影響などについてお聞かせください。なお、隣接法律専門職種（司法書士等）への訴訟代理権の付与等の議論があると聞いていますが、書記官OBへの代

理権付与の可能性についても併せてお聞かせください。

永野第一課長 審議会で検討されているいずれの課題も、我が国の司法制度はもとより、裁判事務処理をはじめとして裁判所及び裁判所職員の制度等にも大きな影響を与えるものが含まれていると言えますが、以下、審議会の審議の内容について、書記官事務へ及ぼす影響等に関連させながら述べることにします。

まず、国民が利用しやすい司法制度の実現として、紛争を早期に解決するための裁判利用相談窓口（アクセスポイント）を拡充するなどその利便性の向上を図るとともに、裁判所内ADRの活用、裁判所と裁判所外ADRとの連携等を図ることが検討されています。これらの課題に対しては、裁判所は、これまで裁判部充実強化策として進めてきた各種制度改革、運用改善との関連で見詰めていく必要があります。例えば、アクセスポイントの拡充や裁判所内ADRの活用との関連では、家裁研究係や簡裁研究係において進められてきた、受付相談や調停手続における審理充実を図るための方策や工夫などを、汎用性を踏まえながら、各庁で採り入れ、今後活かしていくことが必要です。また、裁判所外ADRとの関係でも積極的に連携を図っていくことが必要です。また、少額訴訟手続については、原則として1回の期日で審理を終えるなど、訴訟に見合った低廉な費用と手続の簡便さで高い評価を受けており、さらに、30万円を超える訴訟であっても、少額訴訟手続のノウハウを活用することによって、早期の紛争解決が可能な事案については同手続に準じて手続を進めるなどの工夫が、簡裁研究

係をはじめとして各庁で行われています。これらの取組については、少額訴訟手続の上限額の見直しや事物管轄の引上げ等の制度改正を待つまでもなく、実施可能なものについては積極的に運用レベルの改善を進めていく必要があります。

また、依頼者の利便の向上を図るため、隣接法律専門職種の有する専門性等を活用する見地から、司法書士への簡裁訴訟代理権の付与なども提言される見込みとなっていますが、簡裁判事、副検事等の経験者についてもその専門性の活用を検討するとされています。

民事事件については、民事紛争を適正かつ迅速に解決し、権利実現の実行性を確保するため、依然として長期化が目立つ事件、特に実質的な争いがある人証調べを要する民事訴訟事件についておおむね審理期間の半減を図るとともに、専門的知見を要する専門訴訟を含む複雑困難な事件を適切に解決していくため、専門家の活用等が検討されています。

裁判所書記官としては、これまでも裁判官との協働態勢の下、争点整理等、裁判体の事案解明行為への関与を深めてきたところですが、今後更に充実したものとし、事案の内容や争点を十分に把握した上で、争点に的を絞った要領調書を作成するなど、書記官の審理充実事務を地に着いたものとしていくことが大切です。

刑事事件については、刑事訴訟における審理の充実・迅速化を図るため、弁護体制等の整備、争点整理の改善、証拠開示の拡充等の必要性や公的費用による被疑者弁護制度導入の必要性などが検討されています。このうち、争点整理の改善については、第

1回公判期日前から裁判所が主体的に関与する新たな争点整理手続の仕組みを構築することが検討されています。もとより、公判での審理を充実し、迅速な裁判を実現するには、当事者双方が十分な準備を行い、争点が明確にされる必要がありますが、現在、刑事訴訟規則で緩やかな形で規定されている事前準備を法律レベルで義務付け、かつ、争点を明確にする必要があることを明らかにした上で、裁判官又は裁判所書記官がその手続を主宰することができるものとする必要が指摘されています。

「裁判員」制度については、裁判員の負担を減らし、裁判員の記憶が薄れないうちに事実審理を行う必要があります。そのためには、争点に集中した充実した審理が必要であり、上述のように、裁判所が主体的に第1回公判期日前に争点を整理し、取調証人を確定した上、連日開廷を前提にした審理計画を立てることを可能とするような公判準備手続を設けるほか、刑事訴訟手続に関して必要な改正を行うことが検討されています。

「裁判員」制度の詳細は、今後の制度設計に関わる問題ですが、裁判員の選定手続や事前準備、期日間準備への関与の在り方等、書記官事務にも影響が及ぶことが考えられます。また、書記官の関与の在り方の検討に当たっては、これまで事前準備等において書記官が果たしてきた実績や各庁で取り組まれている審理充実事務の成果が問われてくるものと思います。供述調書については、諸外国の陪・参審制の下では、連続開廷のため調書の作成を要しないとしたり、簡単な要約調書の作成にとどめるシステムもありますし、逐語録を作成す

る場合についても、これまで進めてきた録音反訳方式等、現行の態勢で十分対応が可能と考えています。

裁判官制度の改革については、当初の法曹一元化かキャリアシステムかという二者択一的な議論ではなく、裁判の質を更に高め、裁判官に対する国民の信頼を一層確かなものとするためにはどのような方策を採る必要があるかという観点から審議されており、弁護士任官を推進し、大学教授等からの任官にも努めるなど、裁判官の給源の多様化、多元化という裁判所法の趣旨の実質化を図ることなどが検討されています。

裁判官制度の在り方によっては、裁判官と書記官の関係も変容していく可能性があります。これからの書記官の在り方や書記官事務の在り方との関連でも、大きな影響を受けることが考えられます。

裁判所の人的態勢に関しては、去る4月24日に行われた司法制度改革審議会において、最高裁は、「裁判所の人的態勢の充実」等に関する意見書を提出し、今後10年間を想定した場合に、現在の事件数を前提として、①訴訟の迅速化・専門化への対応及び②裁判官制度の改革への対応のために約500人の裁判官増員、さらに、③事件増への対応としてプラスアルファの裁判官増員が必要であり、裁判所職員についても適切な増員を図っていく必要があるとの意見を表明したところです。現実の整備に当たっては、事務処理状況や事件数の動向も踏まえながら具体的に検討していくこととなります。

書記官としては、裁判官との協働態勢の下、訴訟運営方針を理解し、争点整理等に深く関わるなど、これまで進めてきた審理

録
可
去
者
高
か
採
て
か
の
実
。官
あ
記
響
月
い
日
を
し
と
び
二
約
身
へ
員
首
切
を
と
つ
皆
ま
なり
勢
の
等
に
審
理

充実事務を更に進めるとともに、執行、破産事件等における書記官の役割の拡大強化の方向に応えるなど、書記官として求められる資質と能力の向上に努めていく必要があります。審議会においても、例えば、刑事手続における事前準備とこれからの書記官の役割が検討されるなど、書記官に対する期待は大きいところがあります。そのためには、書記官として、今求められる仕事を的確かつ着実に処理するなど、納期と品質を意識した仕事を行うとともに、現状に甘えることなく、日々の改善努力をしていくことが必要であると思います。

2 書記官の給与上の諸問題等について

(1) 平成13年度の級別定数、特に書記官の格付け関係

戸川企画調査部長 本年度も級別定数、特に書記官の格付け関係についてお聞かせください。

安浪給与課長

ア 書記官全体の処遇について

書記官の給与上の処遇については、従来から書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑困難性を最大限主張してその改善に努めてきたところではありますが、新民事訴訟法の施行を契機とする適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を推進するためには、その中心的な担い手であり、職責が著しく増大している書記官について、より一層の処遇改善を進める必要があると考えています。

イ 級別定数の改定状況

平成13年度予算における級別定数の改定要求について、財政当局は、昨年同様に、



安浪給与課長

総人件費は極力抑制すべきとの立場から、級別定数改定もその例外ではなく、ゼロ査定を基本に必要な最小限の改定にとどめると主張し、加えて、行政省庁の級別定数の切上げを厳しく抑制した平成12年度予算においても、裁判所については、異例とも言える定数切上げを認めてきた経緯から、行政省庁並みに総人件費極力抑制の基本方針に協力すべきであると強い調子で迫られたところでもあります。

このような厳しい情勢ではありましたが、適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を実効的に推進し、定着させるためには、これまで以上に職員に対して職務に応じた適正な処遇を行う必要があることを強く主張するとともに、昨年以上に重点を絞って折衝に当たるなどの努力をした結果、大きな成果を上げることができたと考えています。特に、8年連続での主任書記官の増設や、平成10年度に実現して以来、地裁主任書記官の9級切上げが4年続けて認められたことは意義のあることと考えています。

(ア) 11級関係

平成13年度は、昨年度に引き続き、地裁首席書記官1（前年度1）の11級切上げが認められました（11級首席書記官：地裁100ポスト中20、家裁63ポスト中9）。

なお、このほかに首席家裁調査官についても1の11級格付けが認められました。

(イ) 10級関係

大規模庁の地裁次席書記官について10級切上げ1(前年度1)が認められました。行政省庁において、10級は、地・家裁に相当する府県単位機関では「特に困難な事務を所掌する機関の長」についてのみ認められる高い格付けでありますから、裁判部門のナンバー2のポストである地裁次席書記官について10級の切上げが認められたということは、書記官の職務が高く評価された結果であり、大きな成果であると考えています。これで10級の地・家裁次席書記官は合計8となりました。

なお、このほかに高裁次席書記官についても1の切上げ(前年度1)が認められました。

(ウ) 9級関係

地裁総括主任書記官6(前年度3)、家裁次席書記官1(前年度2)の切上げを実現することができました。

地裁総括主任書記官は、厳しい折衝の結果、前年度実績を大幅に上回る切上げを実現することができ、書記職全体の官職評価の引上げという面からも大きな成果であると考えています。

以上の結果、地・家裁次席書記官については、103ポスト中78が9级以上に格付けられることになりました。

なお、このほかに総括主任家裁調査官についても1の切上げが認められました。

(エ) 8級以下関係

財政当局は、総人件費極力抑制という基本方針に加えて、大量退職の影響によって裁判所の定数状況が大幅に好転していることを理由として、従前から8級以下の各級についての定数回収に対する姿勢は極めて

厳しく、折衝は難航しましたが、司法制度改革審議会の設置等、裁判所に対する国民の期待がかつてないほど大きく、こういった情勢の下で、裁判所の基幹官職である書記官等の定数が回収される事態となれば、裁判所に働く職員の士気を維持できない等考え得るあらゆる理由付けを持ち出して折衝を続けた結果、何とか定数回収を回避することができたところでありました。

その他の官職・級について言いますと、8級について3(前年度3)、7級について32(前年度30)、6級について23(前年度23)の切上げを実現しました。

(オ) 官職増設関係

官職増設については、総人件費極力抑制という基本方針に抵触するため、その折衝は極めて難航しましたが、裁判部門の充実強化を前面に押し出して、粘り強く折衝に当たった結果、東京高裁に次席書記官1(9級格付け)、浦和家裁に次席書記官1(8級格付け)を増設することが認められました。

また、主任書記官増設については、本年度も前年度とほぼ同程度の33(前年度34)という大きな成果を上げることができました。

(カ) 定員振替関係

速記官から書記官への定員振替に当たっては、財政当局は、書記官の調整数や主任書記官の俸給の特別調整額との関係で、対当級で振り替えることは総人件費極力抑制の基本方針に抵触するという理由から、一定割合で切下げを行った上で級別定数のセットを行うべきであると強く求めてきましたが、これに対しては、適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を円滑に推進

するためには、定員振替に伴う級別定数の切下げには一切応じられないという強い姿勢で折衝を行った結果、前年度と同様、対当級での振替が認められました。

(2) 政府の行政改革推進本部と人事院の 公務員制度改革について

戸川企画調査部長 政府の行政改革推進本部の公務員制度改革に関する動きについてお聞かせください。

安浪給与課長 本年3月27日、政府の内閣官房行政改革推進本部から公表された「公務員制度改革の大枠」は、公務員が持てる能力を最大限に発揮し、強い使命感を持って諸課題に挑戦することにより、公務員に対する国民の信頼を確保するため、公務員制度の抜本的改革を行うとした行政改革大綱に基づき、新しい時代に合致したあるべき姿を白紙から構想し、実現するとの観点から示されたものであり、現行の枠組みにとらわれないかなり思い切った方向性が示されていると認識しています。

そして、本年6月には改革の基本設計をまとめ、その後国家公務員法等の改正を含めた法改正作業に取り掛かるとされているところでありますが、この「大枠」の方向性で実施に移される場合には、裁判所職員に与える影響も大きいと考えられるので、行政改革推進本部の今後の検討状況について、重大な関心を持って情報収集に努めていきたいと思えます。

戸川企画調査部長 人事院の公務員制度改革に関する動きについてお聞かせください。

安浪給与課長 人事院による公務員制度改革については、今後改革の基本設計がまとめられる政府の行政改革推進本部の公務

員制度改革との関係がどうなるかという点もありますが、行政改革推進本部による公務員制度改革同様、今後の検討状況について、重大な関心を持って情報収集に努めていきたいと思えます。

3 書記官事務に関する最近の動向について

(1) モデル部、研究部・係の研究状況と「指針」の定着状況について

戸川企画調査部長 モデル部、研究部・係の研究状況と「民事立会部における書記官事務の指針」の定着状況についてお聞かせください。

鹿子木第二・第三課長

ア モデル部の研究状況と「指針」の定着状況

昨年5月、「民事立会部における書記官事務の指針」が発出されました。この指針は、民事立会部の書記官が今後標準的な事務として行うコートマネジメント事務の中身を具体化し、示したものです。

この指針が示された後、約1年が経過しましたが、各庁では、モデル部等が中心となって審理充実事務の浸透、定着が図られており、指針に掲げられた事務が広く実践されつつあります。以下、各庁での実践に当たっての留意点を幾つか述べたいと思えます。

まず、指針のキーワードは、協働態勢と書記官の事案解明行為への参画です。

民事訴訟法の趣旨に沿った訴訟運営は、裁判官の訴訟運営のみによって達成し得るものではなく、書記官が裁判官と緊密な連携を図りつつ、適切な活動を行うことと相まって初めて実現されるものです。裁判官



鹿子木第二・第三課長

と書記官の協働態勢は、審理充実事務の基盤となるものです。

また、協働態勢の下、書記官が裁判官と一緒に争点整理を行うなど、書記官が裁判官と一体となって事案解明行為に参画するようになると、事件の迅速な解決が可能となることはもちろん、書記官もやりがいを持って事件に当たることができるようになります。争点整理への関与を実践している書記官からは、これらの事務を行うことにより、事件そのものが自分の事件であるという意識が生まれ、準備書面が提出されると進んで検討しようとする気持ちが生まれたというような声も聞かれます。

次に、指針に掲げられた事務は、相互に密接に関連しているので、これを一連のものとして実践することが必要です。単に整理書面の作成など、一部の事務のみを取り出して行おうとすると、事務効率の面でひずみが生じ、十分な効果は得られません。例えば、整理書面を的確に作成しようとするれば、期日間準備を充実させ、実質的に争点整理が行われる期日には立ち会うなどして、紛争の実態を的確に把握することが必要になります。立会いについても、整理書面の作成や期日間準備を十分に行う余力を生み出すためには、メリハリを付けて行うことが求められるようになります。また、期日間準備が充実すると、争点が明確となり、証拠調べも争点に対応したものとなって、証拠調べ総量の減少につながり、争点

に焦点を当てた効率的な要領調書の作成が可能になるといったように、相互の事務は密接に関連しています。

供述録取事務との関連で言えば、例えば、必要な証拠調べの選別が十分に行われないうまま大半の尋問で録音反訳方式を利用するようなルーズな運用がなされている場合、録音反訳方式の利用によって生じた余力がコートマネジメント事務など他の事務に有効に活用されていなかったり、コートマネジメントが行われていても、それが形式的なものであるために、訴訟運営に十分反映されていないなどの問題状況が生じている場合が少なくありません。その逆に、録音反訳方式が適切に運用されていても、必要な証拠調べの選別が十分に行われていない場合は、書記官が要領調書の作成に追われ、コートマネジメント事務に関与できる余力がなく、訴訟運営の改善も十分に進んでいないという状況が見られます。

また、書記官が審理充実事務の過程で得た情報は、効率的な供述録取事務の観点からも有効に活用することが求められますが、録音反訳方式を利用した場合に、十分な立会メモを作成しなかったため、的確な反訳に支障を来す例が見られます。その逆に、書記官が必要以上に詳細な立会メモを作成して、自らの負担を大きくしてしまうような例も見られます。審理充実事務の過程で得た情報を適切に活用し、必要かつ十分な情報を反訳者に提供することにより、効率的な供述録取事務を心掛けていただきたいと思います。

さらに、指針に掲げる事務を進めるに当たっては、最初の段階から高度なものに挑戦するのではなく、段階を踏むようにする

必要があります。例えば、整理書面の作成についても、最初は時系列表のように、容易に作成できるものから試み、次第にステップアップさせていくことが相当です。そして、更に充実した整理書面が作成できるよう、常に工夫改善に留意することが必要です。

以下、現在の各庁における審理充実事務の実践状況について、昨年の民事立会部充実強化協議会の結果等を踏まえながら、概況をお話ししますので、実践に当たり、参考としてください。

(ア) 事件概要メモの作成について

事件概要メモの作成は、書記官の事案説明行為への参画の最初のステップとして重要な取組ですが、これまでも書記官は、訴状審査、補正の促し、参考事項の聴取をする際に、複雑な事案については、当事者を記号で書いて事件の概要を図式化したメモを作るようなことは行っているところであり、これを裁判官と共有するものが事件概要メモです。このように、事件概要メモは、全く新しい取組を要求するものではなく、これまでの事務の延長上にあるものであり、決して難しいものと考えする必要はありません。せっかく作ったものですから、これを裁判官と共有すれば、裁判官にとっても訴状の理解が早くなるし、自分の手控えとしても利用できれば手間が省けることとなります。書記官も裁判官に手を入れてもらえば、自信を持ってそのメモを利用できるし、さらに、整理書面に発展させていくことができれば、一粒で三度おいしいということになるのではないのでしょうか。裁判官に渡すのだからきれいなものでなければならぬなどと構えて考えず、手書きで

もよいから取り組んでみて、裁判官の要望や指導を受けながら書式を工夫していけばよいという方向で取り組んでいただきたいと思います。

(イ) 期日間準備について

期日間準備は、コートマネジャーとしての力を最も発揮できる場面です。準備書面の提出状況の管理は、ほとんどの部で実践されていますが、当事者の準備を効率的な争点整理へつなげていくためには、内容に踏み込んだ準備書面の督促、釈明まで行うことが必要であり、今後一層取組の深まりが期待されるところです。

(ウ) 整理書面の作成について

整理書面の作成は、多くの部で実践されつつあります。裁判官からは、事案の解明に役立っているという声が聞かれ、争点整理の過程において当事者の主張する事実関係を的確に把握して必要な準備を促したり、無駄な主張を抑制することができるという効果が上がっています。また、争点が絞り込まれることによって、必要な証拠調べの選別や尋問時間の短縮化等の効果も上がっています。

争点整理は主要事実にとどまらず、間接事実レベルまで踏み込んで争いのない事実とある事実を順次確定していくという過程を経て行われるものであり、整理書面もこのような争点整理の流れに沿って争点整理の初期の段階から作成に着手し、順次更新していくのが最も役立ちます。また、書記官の作成負担の面からみても効率的です。さらに、期日間準備や争点に焦点を当てた証人尋問の実施、要領調書の作成にもメリットがあります。

(エ) 争点整理期日への立会い

争点整理期日への立会いについては、立ち会って何をするのか、何のために立ち会うのかという視点が大切です。立会いの意味は、調書への記載等を通じて、争点整理の状況や課題を明確化し、事案を把握し、実質的な期日間準備、整理メモの作成に生かすところにあります。各種の取組が進んでいない部では、書記官に時間的余裕がないと言われることがありますが、その多くが全件立会いを実施しており、立ち会うことが自己目的化していないかどうか懸念されるところです。争点整理期日に立ち会って、せつかく事案の理解を深めても、時間的余力がないために、整理書面の作成等の審理充実事務に反映させることができなくては意味がありません。争点整理期日に立ち会うこと自体が自己目的化しないよう注意し、重要な期日のみを選別して効率的に立ち会うことも考えていただきたいと思います。

(オ) 期日進行管理プログラムの活用

期日進行管理プログラムは、事件処理の幅広い場面で活用されることが期待されており、期日呼出状、答弁書催告状、開廷表等の作成、当事者からの照会に対する対応、準備書面等の提出状況の管理等に活用されているほか、進行管理メモ欄を利用して、裁判官と書記官がそれぞれ必要に応じて訴訟進行に関する情報を入力し、情報の共有化が図られています。協働態勢の基盤となる情報の共有化を図り、書記官事務の効率化を図ることによって生じた余力が争点整理等の審理充実事務につながることから、今後一層期日進行管理プログラムを活用していただきたいと思います。

昨年の書記官実務研究では、「争点整理を中心とする書記官事務の研究」というテーマで研究が行われましたが、指針の内容を更に具体化し、事件類型ごとの整理書面等の作成について研究が深められており、7月には、その成果が書記官実務研究報告書として発行される予定となっておりますので、十分活用していただきたいと思います。また、平成13年度の書記官実務研究は、「和解に関する書記官事務の研究」というテーマで、書記官が和解にどのように関与していくかについて研究が深められていると聞いております。

イ 刑事研究部

刑事研究部は、平成9年に発足して以来、刑事裁判部の活性化に向けた研究に取り組んできました。とりわけ、平成11年度以降、個々の書記官事務が裁判官と書記官の協働態勢とどのように結び付き、また、訴訟運営という場面にいかにシステムとして組み込まれていくのかという観点から、例えば、事前準備事務に関して、書記官が包括的な裁量権に基づいて審理計画の策定に関与することを研究対象にするなど、より踏み込んだ研究が行われております。

いわゆる自白事件については、起訴後早期の段階から、新件連絡メモ等により、追起訴予定の有無、進行の見込み、証拠開示の時期等の情報を収集し、それを基に、1回結審が可能かどうかなど事件の振り分けを行い、事案に応じた時期・時間枠での第1回公判期日の指定や続行期日の予約をするなど、柔軟な対応がされています。さらに、示談立証が典型的に想定される事件などにおいては、当事者の方針や準備状況の確認はもちろん、情状証人の在廷や示談立

整理
テー
容を
面等
、7
告書
すの
す。
、
いう
関与
いる
、
り組
降、
協働
訟運
み込
ば、
的な
与す
み込
後早
、追
開示
、1
分け
の第
をす
さら
件な
況の
談立

証の検討の要請など、裁判体の訴訟運営の方針も踏まえて、書記官が積極的な事前準備事務を行っています。

また、いわゆる中規模否認事件については、多数の研究部において第1回公判期日から実質審理を行うという訴訟運営方針の下、計画的な審理の実現を目指して取り組まれており、書記官が裁判体の訴訟運営方針を十分に理解した上で、包括的な裁量権に基づいて、第1回公判期日前の事前準備事務等を通じて、進行管理に必要な情報を聴取し、その結果に基づき、審理計画の立案を行うという取組も報告されています。第1回公判期日後においても、期日間準備事務を通じて収集した情報等を基に、裁判官と共に審理計画を修正するなど、審理計画の策定、修正に実質的に関与していくことが期待されています。

「国民の期待に応える刑事司法の在り方」に関する司法制度改革審議会の審議において、最高裁判所は、「現在、刑事訴訟規則に緩やかな形で規定されている事前準備を法律レベルで義務付け、かつ、争点を明確にする必要があることを明らかにした上で、裁判官又は裁判所書記官がその手続を主宰することができるものとする必要がある。」との意見を表明したところです。

また、供述録取事務の在り方については、進行管理事務と供述録取事務の連携、すなわち書記官の進行管理事務によって争点の明確化が図られ、争点整理やその結果としての一部同意の活用などが行われれば、証人尋問等の証拠調べが争点に沿ったものとなり、より供述録取事務の効率化が図られるというような観点からの取組や、民事モデル部等におけるのと同様に、録音反訳方

式の適正な利用を確保するとの視点も考慮しながら、逐語調書と要領調書との振り分けを中心に、各調書の振り分け基準の確立に向けた取組が行われています。

さらに、調査事務の在り方については、従来から、裁判官の指示に基づいて、判例マスターなどを利用した、法令、判例及び学説などの調査を行う取組もありましたが、裁判官のニーズも踏まえつつ、部内での情報共有等の視点も意識した組織的、継続的な取組という観点からの研究が進められています。

ウ 家裁研究係

家事研究係では、甲類審判事件、遺産分割事件及び家事調停事件における書記官事務の在り方並びに受付事務の在り方など家事事件全般を研究対象としていますが、遺産分割事件は、そのうちの大きな柱の一つとして研究を行っていただいています。

これらの遺産分割事件に関する研究の状況を見ますと、まず、事件を早期に実質的な解決のルールに乗せるために、事件に関する情報収集を早期に行う必要性が指摘されているところです。すなわち、事件受理時又はこれと近接した時期に申立人に対して、面接又は電話等により受理面接を行って、前提問題の有無、遺産の状況、相手方の中のキーパーソン等に関する情報収集を行い、これらに基づいて、手続の選別（委員会調停、単独調停、家裁調査官による事前調査等への振り分け）に関する意見の申出を書記官が行うことが考えられます。また、相手方からも情報を収集して、第1回期日前には、手続の進行についての見通しを立てられるだけの情報を得、かつ、双方の主張を対比して争点を浮かび上がらせ

るなどの当該情報の整理を行った上で、これを期日前評議の席などで関係職種全体の共通の認識にすることが重要であると考えています。その後の手続においては、常に手続の進行段階を意識し、当初の見通しどおりに手続が進行しているか、主張の変遷による争点の変化等に伴う方針の変更の必要性はないかといった観点から調停委員会に対し適時に適切な意見の申出を行う等の関与を行い、合意事項等を記載した書面を書記官が作成し、これを当事者に提示するなどの経過を経て、調停成立又は不成立による審判手続への移行ということになります。いずれにしても、書記官に対しては、「長期化しやすい」と言われる遺産分割事件に対し「長期化させない」との観点からの関与が求められているところです。

少年研究係においては、法的調査事務と進行管理事務を少年事件担当書記官が果たすべき主要な役割と位置付けて研究を行っていただいています。ただし、事実面又は法律面に問題があって複雑な事件等（以下「複雑な事件等」といいます。）とそれ以外の事件とでは、おのずとこれらの事務の在り方が異なってくると考えられることから、研究係においては、これを区分した上で研究を行っていただいているところです。

法的調査については、基本的に全件について、しかも、できる限り早い段階で行う必要があると考えられますが、大量に係属し、かつ、定型的な事件の多い交通関係事件等については、効率化とのバランスを取ることが必要であり、法的調査結果の記録化を一部省略する、あるいは簡略化するなど、事件類型に応じて法的調査の内容や深さにメリハリを付けることも考えられます。

個別事件の処理における進行管理については、法的調査と密接に関連するものであり、当該調査結果に基づいて事案に応じた進行管理を行っていく必要があることはもちろんですが、特に在宅事件に関しては、観護措置期間という期間の制限がないことなどから処理が後回しになって長期化しないよう、担当事件全体を視野に入れた中長期的観点からの進行管理が重要であると考えられます。そこで、こうした進行管理は関係職種全員が強く意識する必要がありますが、書記官としては、裁判官及び家裁調査官とも十分に協議して送致日や非行年月日を基準とする事件処理期間の目安を定め、それに沿った進行管理を行うことや、少年事件処理システムを活用して、長期未済事件、年齢切迫事件、試験観察事件等について定期の調査を行い、これを一覧表化して裁判官及び家裁調査官に配布するなどして、事件の処理状況について注意を喚起し、必要な対応策を協議するなどの方策が考えられます。

エ 簡裁研究係

簡裁研究係では、民事事件については、昨年からは少額訴訟事件を含む一般市民間の訴訟事件及び一般市民間の調停事件に研究の重点を移して研究を進めていただきました。これまでの研究を通じて、「民事立会部における書記官事務の指針」は、地裁の民事訴訟を前提としたものではありませんが、基本となる考え方は簡裁の民事訴訟事件にも妥当するという認識が形成されつつあります。少額訴訟を含む一般市民間の訴訟事件は、業者事件と比べ事案が定型的でなく争いのある事件も多いことから、書記官には、単なる進行管理にとどまらず、事案の

中身
など
営を
を身
ます
十分
に当
面で
的役
こで
整理
た記
図る
上で
事前
の名
に事
この
故に
等、
の事
が未
応し
し、
モシ
を精
と
原則
で
性
し、
し
額
を行
とせ

中身にまで踏み込んで事件に関与していくなど、裁判官と協働して争点中心の訴訟運営を定着させ、もって迅速適正な紛争解決を実現していくという役割が求められています。また、簡裁では法律に関する知識を十分に持たない一般市民が自ら手続の進行に当たることが多いことから、手続の各場面で適切な進行を図るため、裁判所が後見的役割を果たしていくことも必要です。そこで、書記官には、早期に争点及び証拠を整理して証拠調べの方針を固め、争点に絞った証拠調べを行い、迅速適正な紛争解決を図るという事件処理全体の流れを意識した上で、本人訴訟であることに配慮しつつ、事前準備や司法委員との連携等、事件進行の各段階において、より実質的かつ積極的に事件に関与していくことが求められます。このような観点から、研究係では、交通事故による損害賠償、敷金返還及び売買代金等、比較的係属することが多く、従来からの事例の集積・分析により争点となる事項が想定される事件類型にあつては、争点に応じて当事者の主張及び証拠方法を類型化し、受付から終局に至るまでの事件の進行モデルを策定して、効果的な関与の在り方を検討しています。

少額訴訟手続については、一期日審理が原則であり、かつ、一般市民がその利用者であることから、充実した事前準備の必要性・重要性が十分認識されています。しかし、実際の事件処理において、被告が欠席したり、争わない事案も多く、すべての少額訴訟事件について、一律入念な事前準備を行うのでは、当事者にとっても裁判所にとってもコストに見合った解決とは言えません。そこで、事案に応じた柔軟な運用を

行う必要があります。これまでの研究でも、予想される争点、必要な証拠等を事件の種類ごとに類型化して検討することの有益性が指摘されていましたが、今後は事例の集積を基に、被告の対応、審理時間、終局事由といった観点も含めた更なる分析や、各類型に応じた事前準備の方法や程度、期日の指定の際の工夫など、書記官の関与の在り方の具体化を図っていくことが必要であると考えています。

次に、通常訴訟についてですが、一般市民間の通常訴訟といっても、その中には、少額訴訟で多く係属する事件類型でありながら訴額が制限を超えてしまうために通常訴訟として立件せざるを得ない事案もあります。このような事案については、少額訴訟のノウハウを最大限活用することにより、少額訴訟と同様に原則として一期日で審理を終えることが可能であると考えます。また、金銭請求以外の請求、例えば、賃料不払いを理由とする建物明渡請求等の中にも同様の事案があるのではないかと考えられます。研究係では、このような事案を「準少額訴訟事件」等と位置付け、少額訴訟のノウハウを活用した処理要領等を策定して、その有効性等について研究を進めています。平成13年度の研究においては、このような運用を可能にするための訴訟の進行を想定しながら、書記官の関与の在り方について、対象となる事件の見極めも含めて、留意点を検討していくことが必要であると考えています。

調停事件は、その利用のしやすさから様々な内容の事案が係属しますが、その紛争の内容から①事実又は法律関係に争いがある類型、②感情的対立が紛争の原因である類

い
あ
た
も
と
と
な
長
考
理
ま
調
り、
少
育
事
つ
い
て、
必
え
ら

は、
問
の
研
究
ま
し
立
会
裁
の
が、
件
に
あ
り
訟
事
な
く
官
に
案
の

型、③その他（単に分割弁済を希望している等）というような類型に大別することができると思われまふ。調停事件については、当事者の感情的対立や人間関係のもつれを社会経験豊富な調停委員が解きほぐすことにより、紛争を条理にかなった形で解決するものという一般的な観念があり、また、当事者の合意によって紛争を解決することが最終目的であるので、訴訟事件のように定められたプロセスがありません。このため、ともすれば事件の進行が調停委員任せになってしまう場合も少なくなく、書記官の関与も、期日の連絡や調書の作成といった形式的なものにとどまっているように思われます。しかし、調停手続も法的な紛争解決手段であり（特に前述①の類型）、紛争の実態を早期に把握し、各期日において、調停委員により法律上・事実上の争点に即した適切な調停活動が行われ、迅速適正な解決に至るというプロセスを想定することが必要だと考えています。研究係では、交通事故による損害賠償請求等の比較的係属することが多い事案について、訴訟事件における事前準備の方法・程度を参考にしながら、調停事件における書記官の関与の在り方について研究が行われています。今後も前述のような紛争類型に応じて事件の進行を想定し、書記官と調停委員との役割分担を検討するなどした上で、適切な調停委員の指定、事前準備や期日間準備における関与の度合いといった書記官のマネジメントの在り方を検討していただきたいと考えています。

研究部・係の研究状況は、以上申し上げてきたところですが、研究部・係以外でも、これらの研究成果で実践可能なものについ

ては、積極的に取り組んでいただきたいと考えています。

(2) 倒産法制の見直しに関する最近の動向について

戸川企画調査部長 倒産法制の見直しに関する最近の動向についてお聞かせください。また、倒産法、会社更生法改正に伴い、書記官権限化の範囲の拡大についてもお聞かせください。

増田参事官 御承知のとおり、個人債務者を対象とする再生手続（個人再生手続）の特則を設けるとともに住宅ローンを抱えて経済的破綻に瀕した個人債務者が住宅を手放さないで再生を図るために住宅ローン債権に関する特則を設けることを主たる目的として、民事再生法と同規則が改正され、平成13年4月1日から施行されました。

個人再生手続には、主として小規模事業者を対象とする小規模個人再生と、主としてサラリーマンを対象とする給与所得者等再生という、民事再生手続に関する二種類の簡素な手続の特則が設けられており、小規模個人再生では、通常の手続と比べて債権調査や再生計画案の決議の手続が簡素化され、給与所得者等再生では、政令の定めにより計算した可処分所得額の2年分以上を弁済することが条件となりますが、更に債権者による再生計画案の決議も不要として、手続が一層簡素化されています。個人再生手続は、個人の破産事件が激増している中で、個人債務者が一定の弁済を行うことによって破産を回避しながら経済的な再生を図ることを可能にするものとして、社会一般からも強い関心が寄せられているところです。

書記官事務に関して見ますと、民事再生

といと
 丘の動
 直しに
 くださ
 さい、
 お聞
 人債務
 手続)
 と抱え
 主を
 コーン
 くる目
 され、
 こ。
 莫事業
 主とし
 導者等
 二種類
 り、小
 と比べ
 売が簡
 便令の
 2年分
 すが、
 も不要
 ます。
 増殖し
 育を行
 経済的
 して、
 ている
 事再生



増田参事官

法の制定に当たっても、これまで倒産事件の処理に書記官が主体的、積極的に関与し、コートマネジメントの先駆的役割を果たしてきた実績を踏まえて、開始

原因事実の調査、機関に対する監督事務、公告事務、登記等の嘱託事務、通知事務の書記官権限化など、書記官の事件の進行管理等に関わる権限が拡大強化されましたが、個人再生手続においても、書記官の職務は通常の再生手続と基本的に同様であり、書記官が中心的に手続の進行に関わる活動をし、事件処理に積極的に関与していくことが求められています。

このほか、外国倒産処理手続の効力を日本国内にある財産に及ぼすための承認援助手続を新たに創設することを目的とした「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」も同規則と共に同日から施行されており、再生手続と同様に、承認原因事実の調査等の書記官権限化が規定されています。

今後の倒産法改正作業に関しては、現在、会社更生法の改正について、法制審議会倒産法部会において、平成14年の秋に成案を得ることを目標として作業が進められています。また、残された非常に大きな課題である破産法の全面改正その他についても、倒産法部会に分科会が設けられ、分科会において作業が進められています。

倒産事件は、先ほど申し上げたとおり、書記官が主体的、積極的に関与し、コートマネジメントの先駆者的役割を果たしてき

た分野ですから、最高裁としても、これまでの実務実績を基に、できる限り書記官の意見が改正作業に反映されるよう努めていきたいと考えています。

なお、破産事件の官報公告に関しては、本庁、支部合わせて132の裁判所で、電子入稿、つまり電子データを財務省印刷局官報課に送信する方法によって申し込むことができることとなりました。電子入稿は、破産事件処理プログラムにその機能が付加され、電子データを財務省印刷局官報課へ送信するための回線も整備されたことにより可能となったもので、これにより、書記官が官報公告申込書や公告原稿を作成したり、申込書や原稿を財務省印刷局に郵便で送付する必要がなくなるなど、公告事務の大幅な軽減が図られるとともに、官報掲載までに要する期間も短縮されることとなりました。

(3) 犯罪被害者保護法の施行に伴う書記官事務への影響等について

戸川企画調査部長 犯罪被害者保護法のビデオリンク方式による証人尋問の制度の部分が6月1日から施行されましたが、書記官事務との関連等についてお聞かせください。

増田参事官 昨年5月公布された刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律においては、①証人尋問手続における証人の負担を軽減するための手続として、証人尋問の際の証人への付添い、証人の遮へい及びいわゆるビデオリンク方式による証人尋問、②犯罪被害者等による心情その他の意見の陳述、③犯罪被害者等による公判記録の関

覧及び謄写，④民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解などの制度が導入され，このうち，ビデオリンク方式による証人尋問以外の制度は昨年11月1日に，ビデオリンク方式による証人尋問の制度は本年6月1日に施行されました。これらの制度のうち，①の証人の遮へいやビデオリンク方式による証人尋問については，あらかじめ機材や人員の準備等をする必要があるため，書記官としては，事前準備又は期日間準備事務において，これらの要望の有無について情報を得るようにすることが必要です。また，②の制度については，被害者等からの意見の陳述の申出は検察官から裁判所に通知されるので，書記官としては，この通知を受けた際，陳述の見込み時間を聴き，また，意見の陳述に代えて書面を提出させ，又は意見の陳述をさせないことの要否を検討しながら審理計画を立てることが求められています。さらに，④の和解の申立ては，公判期日において書面を提出すべきものとされていることから，当事者の任意の協力が得られれば，公判期日前に書面を提出してもらい，書記官がその内容を見て不備があれば指摘するなどの措置を執ることが有効と思われます。また，公判調書の合意の記載に執行力が与えられたことから，書記官としては，執行文付与等調書作成後の手続を見据えた事務処理を行うこと，和解記録は当該被告事件の第一審裁判所で保管することになったことから，適切な和解記録の保存及び廃棄事務を行うことが必要です。

なお，和解調書部分は後に債務名義として不特定の第三者の目に触れる可能性が高いことを考慮すると，和解調書部分の

「民事上の争いの表示」の記載に当たっては，性犯罪事件など被害者のプライバシー保護や第二次被害防止の観点を考慮すべき事案では，単に起訴状記載の公訴事実をそのまま書き写すのではなく，和解の調書記載申立書を引用するなどの工夫をするのが相当です（申立書を引用した場合には，和解調書部分の正本に申立書の写しの添付を省略する取扱いが可能になるからです。）その場合の公判調書の記載例は，平成12年10月27日付け最高裁刑事局第二課長，家庭局第二課長，総務局第三課長事務連絡「犯罪被害者の保護のための諸制度を実施した場合における公判調書等の記載について」17ページに示されているとおりです。

(4) 少年法改正に伴う書記官事務への影響等について

戸川企画調査部長 改正少年法が4月1日に施行されましたが，書記官事務との関連等についてお聞かせください。

増田参事官 ①少年事件の処分等の在り方の見直し，②少年審判の事実認定手続の一層の適正化，③被害者への配慮の充実を柱とする少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号）が4月1日から施行されました。

法改正後の書記官事務については，②との関係で裁定合議制度及び検察官等が関与した審理等の導入並びに観護措置制度の見直しが行われたこと，③との関係で被害者等からの記録の閲覧及び謄写，意見聴取並びに審判結果等の通知の各申出が認められたこと等から，各種の見直しが必要となっています。

例えば，合議決定又は検察官関与決定がされた事件については，事件係属中に記録

を
と
等
う
年
る
て
事
流
議
し
日
付
必
申
が
こ
が
か
一
れ
施
る
せ
31
保
い
き
12
課
録
等
い

って
シー
べき
をそ
書記
のが
和
付を
。) 或
12
家
連絡
実
つ
す。
の影
月1
の関
在り
続の
実を
法律
から
②と
関与
の見
害者
取並
られ
なっ
定が
記録

を必要とする関係者が飛躍的に増加することから、書記官が記録を一元的に管理する等、記録管理の在り方について見直しを行う必要があると考えられます。

また、観護措置制度の見直しに伴い、少年側に観護措置決定及び同更新決定に対する異議申立てが認められました。当該申立てに伴う事務処理については、おおむね刑事事件における準抗告申立て事件に準じた流れになろうかと考えていますが、特に合議非取扱支部に係属する少年保護事件に関し異議申立てがされた場合については、休日にも申し立てられた場合も含めた記録の送付事務等について、態勢を整えていただく必要があります。

被害者等からの記録の閲覧及び謄写等の申出に関しては、申出自体に伴う事務処理が新たに必要となることはもちろんですが、これらの申出（意見聴取の申出を除く。）が、終局決定確定後3年間認められることから、記録の保存期間の見直しが行われ、一部の記録については、保存期間が延長されました。この保存期間の延長は、改正法施行前に終局した事件についても適用されることから、注意を要するところです。併せて、平成12年1月1日から平成13年3月31日までに保存期間が満了した事件のうち、保存期間が3年間に満たない事件記録については3年間に達するまで廃棄を留保すべき旨の指示が出されています（平成12年12月15日付け総務局第三課長、家庭局第二課長 事務連絡「少年法改正に伴う事件記録の保存期間の延長等に備えるための措置等について」）ので、事務処理に遺漏のないようにお願いします。

さらに、法改正等に伴い裁判所が事件関

係人等に対し通知すべき事項が増加しましたが、少年審判規則の規定による通知については、書記官にさせることができる旨の規定が設けられました。通知事務については、従前から、実質的には書記官が行ってきた事務であり、その実績を踏まえて今回規則上明確に権限化が図られたものです。その信頼に応えるためにも、更に適正かつ迅速な事務処理が求められているところです。

なお、これらの事務処理については、平成13年3月13日付け家庭局第二課長、総務局第三課長事務連絡「〔検察官及び弁護士である付添人が関与する事件に関する書記官事務〕等の送付について」添付の参考資料も参照してください。

(5) 書記官の着実な職務遂行について

戸川企画調査部長 法的紛争が多様化、複雑化する中、新たな法制度の創設や法改正が相次いでいます。このような中で、書記官としてもこれらの変化に的確に対応し、着実に自己の職務を行っていくことが求められていると思います。留意すべき点に関してお考えをお聞かせください。

増田参事官 各庁において書記官の積極的な審理充実事務が広がりを見せており、充実した審理の実現や審理期間の短縮などの具体的な成果も現れつつあるところです。また、相次ぐ法律の制定や改廃に書記官が的確に対応するためには、変化に応じた職務知識の獲得や執務能力の向上も欠かすことができません。

ところで、最近、書記官としての基本的な職務知識や執務能力を疑われるような事務処理例が見受けられないわけではありません。例えば、判決主文で命じられた者以

外に誤って押収物を還付した例のように事務処理上必要な確認、点検を怠った事例、法定合議事件を誤って単独事件として配てんしたり、外国からの送達囑託の処理方法が分からず放置した例のように職務上の知識不足等を原因とする事例、期日呼出し手続等の必要な手続を失念した事例等、不適切な事務処理の事例が少なくありません。これらの事例の大半は、基本に忠実に慎重な事務処理を行えば防げたものばかりです。

書記官事務の基本は、公証事務であり、各種の審理充実事務も正確な事務処理の基盤の上に立って、又はその延長として行われるものです。基本がおろそかになっては、せっかくの審理充実事務も砂上の楼閣になってしまうかねず、各人が堅実な事務処理を心掛けていくことが大切です。また、それに加えて、適正、迅速な裁判、利用しやすい裁判の実現を求める国民のニーズに応えるためには、職員一人一人がサービス機関としての意識を持ち、調書作成や費用確定手続の処理等を迅速に行うなど納期を意識した仕事を行うとともに、基本を怠った不適切な事務が書記官に対する評価、更には裁判所に対する評価を損なうものであることを十分認識して、仕事の品質管理を厳しく行っていくことも大切です。

また、主任書記官は、日ごろから、各書記官の執務状況をきめ細かく把握し、個々の書記官が基本に忠実な事務処理を行うよう指導することも大切です。それとともに、相談しやすい職場の雰囲気作りや事務の点検態勢の整備等、適切な書記官事務が行われるための環境整備やシステム作りも心掛けていくべきでしょう。

(6) 各種事件の増加と書記官事務について

戸川企画調査部長 執行、倒産事件等各種事件の増加に対処する方策についてお聞かせください。

増田参事官 御承知のとおり、バブル経済の崩壊による長期間の経済不況により、平成3年以降、大都市部の裁判所を中心に民事執行事件の増加傾向が続いており、不動産執行事件について見ますと、新受事件数は、平成10年をピークに若干減少し、平成12年には約7万7,000件となりましたが、平成2年の約1.9倍と、依然として高原状態にあります。未済事件数は、平成2年には約5万9,000件であったものが、平成10年には約12万9,000件と、約2.2倍にまで増加しましたが、各庁の努力によって、既済事件数も毎年着実に増加し、平成12年の未済事件数は約9万8,000件と、前年に引き続き未済事件数を減少させることができました。

今後も、金融機関等による不良債権処理の動向いかんによっては、新受事件数の増加も予想されるところであり、事件処理状況は予断を許さない状況です。また、司法制度改革審議会の中間報告においても、権利実現の実効性の確保という観点から、民事執行制度の改善の方策の検討の必要性が指摘されるなど、国民の執行事件処理に対する関心と期待は、ますます大きく、かつ、厳しくなっています。

一方、倒産事件のうち最も事件数の多い破産事件について見ますと、景気の低迷に伴って事件の急増が見られ、平成12年の新受事件数は約14万6,000件となり、平成7年との比較では約3.1倍となりましたが、

各所
加し
に引
数と
約
平
し
自
の
企
処
る
急
裁
か
こ
動
し、
補
事
し
決
の
お
と
執
理
ま
書
事
さ
に
強
よ
的
手
き

困難な面もあり、一方、逐語録需要は、今後ますます増大すると予想されることから、今後の逐語録需要に的確に対応していくためには、民間業者による反訳態勢も確保していく必要があると考え、業務委託をする民間業者を本年度から新たに1社加え、計8社としました。民間業者への委託に当たっては、その業務内容等を十分に調査し、良質な反訳書が確保でき、秘密保持等についても信頼の置ける業者を選定しています。

録音反訳方式の今後の展開については、ここで具体的に申し上げることはできませんが、緩やかに録音反訳方式への移行を図るという基本方針及び先ほど申し上げた適正な利用の確保の観点も踏まえた上、各庁の逐語録需要に応じて展開していくことになるものと考えております。

(8) 速記官からの転官について

戸川企画調査部長 速記官からの転官状況についてお聞かせください。

田中任用課長 平成10年度から実施している書記官任用研修による速記官からの転官者は、平成12年度までで110人を数え、平成13年度は15人の速記官が8月の転官に向けて、現在研修中です。

これとは別に、速記官で書記官任用試験(CP)に合格して書記官に転官した職員は、同じく平成10年度から平成12年度までで41人、平成13年度は12人です。また、平成9年から受験が可能となった書記官研修所入所試験(CE)についても、平成12年3月に3人、平成13年3月に4人が研修を修了し、現在も14人が研修中です。

以上のように速記官から転官した職員は、平成10年以降170人にも上っていますし、転官当初は立会部門からスタートした職員



田中任用課長

も、3年を経過した平成13年4月からは、執行・破産、家事といった分野にも進出し始め、各々の部署で活躍しているという話も聞いています。これまでもお願いしてきているところですが、速記官から転官した職員は、書記官としてやっていけるかどうか不安を持ちながら、少しでも早く一人前の書記官として認められたいと精一杯の努力をしています。現在書記官として活躍している皆さんも、書記官に任官した当初は、同じような不安を持たれた経験があるのではないのでしょうか。そのようなときの先輩書記官の一言は非常に嬉しく、かつ、頼もしく感じられたはずです。この場をお借りして、優しく、思いやりのあるアドバイスをよろしくお願いしたいと思えます。

4 書記官の任用上の諸問題について

(1) 書記官の任用政策について

戸川企画調査部長 書記官の増加と主任書記官ポストの増設についてお聞かせください。

田中任用課長

ア 書記官の増加について

平成10年度予算以降、適正迅速な裁判をより一層実現していくため、書記官のコートマネージャーとしての役割の拡大強化とともに、裁判部における書記官の構成比率を大幅に高めていく必要があるとする参事官室提言を受けて、裁判部の充実強化を図る

ため
観点
事務
書記官
毎年
めら
平成
増員
240
間て
幅な
与し
事作
現時
とい
裁判
いく
迅速
とい
後と

官
述の
任書
管理
庁認
は、
触す
新し
の多
視点
のP
正速
官の
て、

経過し
月か
破産、
分野
め、
活躍
う話
す。
願
から
いけ
も早
精
とし
官し
経験
うな
く、
この
りある
と思

いて

と主任
せくだ

裁判を
のコー
化とと
比率を
参事官
を図る

ために必要な人員を計画的に確保するとの観点をも入れて増員要求を行ってきた結果、事務官から書記官への振替、速記官から書記官への振替という手法によるものも含め、毎年約250人ずつの書記官定員の増加が認められてきたことは、御承知のとおりです。平成13年度予算においても、同様の方法で増員要求を行った結果、40人の増員を含む240人の増加が認められました。この4年間で1,000人近くにもなる書記官定員の大幅な増加は、裁判部の充実強化に大いに寄与しているものと考えています。

今後の書記官の増加の見通しについては、事件数の動向等ともかかわってきますので、現時点で具体的な見通しを明らかにすることはできませんが、書記官総数を増加させ裁判部における書記官の構成比率を高めていくことが、裁判部の充実、ひいては適正迅速な裁判に対する国民の負託に応えることにつながるものと考えていますので、今後とも努力していきたいと考えています。

イ 主任書記官ポストの増設について
官職増設についての財政当局の姿勢は前述のとおり、極めて厳しいものでした。主任書記官ポストの増設要求にかかる折衝は、管理職ポストの著しい増大となること、本庁課長並みのポストを相当数増設することは、総人件費極力抑制という基本方針に抵触することなどから非常に難航しましたが、新しい民事訴訟法の施行や、社会経済情勢の変化を踏まえて裁判部の充実強化という視点を全面に押し出し、事件が増加し、その内容も複雑困難化する中で、より一層適正迅速な裁判を実現していくために、書記官の役割が一層重要となること、それに伴って、書記官に対する管理・調整の必要性が

増大していること等を説明した結果、平成13年度予算では、前年度実績並みの33（前年度34.8か年度分で208）の増設を実現するという大きな成果を上げることができました。

主任書記官ポストの増設については、少量退職期における書記官の昇任機会の減少に対処するという効果があることはもちろんのことですが、適正迅速な裁判の実現に向けて、裁判部の職員が十分に能力を発揮できるような指導態勢を構築していく必要性がより強まっていますので、今後も引き続き主任書記官の増設に向けての努力を続けていきたいと考えています。

また、大規模地裁の大規模な部において多くの部下職員を抱えて極めて重い職責を担う主任書記官の給与格付けの改善を図るため、財政当局と折衝を重ねた結果、平成10年度予算で初めて9級切上げが認められ、その後も同様に切上げが認められてきています。この切上げを受けて、これまでに、東京地裁執行部等に6、大阪地裁執行部等に4、横浜地裁、千葉地裁、名古屋地裁、福岡地裁に各1の総括主任書記官ポストの増設を行ってきています。

主任書記官の9級切上げは、書記官の処遇改善に資することはもとより、書記官全体の官職評価の引上げにもつながりますので、引き続き努力を続けていきたいと考えています。ただ、9級は、行政官庁では「困難な業務を所掌する府県単位機関の長」についてようやく格付けられる職務の級であるため、その拡大については、一定の限界があることは理解していただきたいと思っています。

戸川企画調査部長 少量退職期における

書記官の異動、配置についてお聞かせください。

田中任用課長 御承知のとおり、書記官については、現在、少量退職期のボトム期にあり、書記官有資格者の定年退職者は、平成元年度に437人であったものが、最近3年間は、平成10年度が48人、平成11年度が54人、平成12年度が80人となっています。今後は、多少上向いてはくるものの、なおしばらくはこのような状況が続くものと予想されます。

このような少量退職期においては、大量退職期に比べ、書記官の昇進の機会が減少するため、長期間特定ポストに滞留するなど様々な任用上の問題が生じることが予想されましたので、既に述べたとおり、次席書記官、総括主任書記官、主任書記官等の昇任ポストの相当大幅な増設を図るとともに、成績主義、能力主義によるメリハリの効いた任用配置を行うなどの任用上の施策を講じてきました。今後とも、これらの施策を推し進め、昇進機会の減少に対処するとともに、裁判部の充実強化、活性化をこれまで以上に図っていきたいと考えています。

(2) 新再任用制度の実情等について

戸川企画調査部長 書記官の新再任用制度がスタートしましたが、運用状況及び今後の見通しについてお聞かせください。

田中任用課長 平成11年7月1日に「国家公務員法等の一部を改正する法律」が成立し、本年4月から、新しい再任用制度（以下「新再任用制度」といいます。）が施行されました。この制度は、本年4月から公的年金の満額支給開始年齢が引き上げられるという状況を踏まえ、職員が定年

退職後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう雇用と年金との連携を図るとともに、長年培った能力・経験を有効に発揮してもらうとの趣旨から、現行の定年年齢を維持した上で、定員の枠内で新たに再任用するというものですので、すべての職種が再任用の対象となります。

裁判所においては、このような新再任用制度の趣旨にかんがみ、運用としては、職務に対する意欲と能力を有し、再任用を希望する職員については、定員及び（級別）定数の範囲内ではありますが、原則として再任用する方向で運用しています。新再任用制度初年度である本年4月に再任用された者は75人で、平成12年度定年退職者（本年度再任用対象者）の約27.2パーセントでした。このうち書記官（有資格者）についてみると、約15パーセントの者が再任用されています。任地については、各庁において、新再任用制度の趣旨を十分に踏まえたきめ細かな調整が行われた結果、再任用者全員が希望任地（地家裁管内）で再任用されています。

新再任用制度を円滑かつ適正に運用していくためには、できる限り早期に対象職員の意向を把握し、それを踏まえた任用配置上の調整を的確に行っていく必要がありますので、本年度から、職員が定年を迎える3年前の4月に意向を聴取し、さらに、定年を迎える前年の4月に最終的な意向を確認することにしました。そこで、本年4月には、平成13年度定年退職者（平成14年度再任用対象者）に対して、平成12年6月に行った意向聴取を踏まえて、可能な範囲で受入可能庁等を提示した上で意向確認を行うとともに、平成15年度退職者（平成16

年度
の有
務形
とこ
こ
す。
（そ
対す
者に
務自
希望
再任
再任
（重
47%
ら持
、
年
任
勤
も
た
他
用
希
調
シ
す
も
対
用
た
や
談
せ

職務を
図
有効
の定
新た
べて
任用
、職
を希
別)
して
任用
され
職者
-セン
に
が再任
庁に
こ踏ま
再任
で再任
用して
員
日配置
ありま
迎える
こ、定
句を確
手4月
4年度
6月に
範囲で
認を行
平成16

年度再任用対象者)に対して、再任用希望の有無並びに勤務希望地、職務内容及び勤務形態等に関する最初の意向聴取を行ったところです。

これらの結果については、現在集計中です。

(その後、平成14年度再任用制度対象者に対する意向確認の結果、再任用を希望する者は全対象者中約46% (書記官 (有資格事務官を含む。以下同じ。) の中で再任用を希望する者は約41%) であり、平成16年度再任用制度対象者に対する意向聴取の結果、再任用を希望する者は全対象者中約56% (書記官の中で再任用を希望する者は約47%) であるという集計結果が、人事局から提供されました。)

このように、今後、公的年金の満額支給年齢の引上げが段階的に進むにつれて、再任用希望者が増加し、それに伴って現在の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内又は他の高裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整、さらには、現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われますので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたいと考えています。

なお、書記官の皆さんの定年退職後の雇用については、再任用や臨時的任用といった裁判所内の再雇用だけでなく、司法協会や公証人役場の事務員、地方公共団体の相談員、労働基準監督署の相談員等へのあっせんにより再就職する場合もあり、以上に

述べた再任用以外に、このような法律専門職としての能力、経験を生かした裁判所外への再就職あっせんの充実についても、引き続き一層の努力をしていきたいと考えています。

(3) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について

戸川企画調査部長 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保と実績等の現状についてお聞かせください。

味方参事官 育児休業を取得した書記官は、最近数年間では、平成9年度が59人 (うち男性職員0人、以下、() 内は男性職員数で内数)、平成10年度が69人 (0人)、平成11年度が59人 (3人)、昨年度が81人 (1人) となっており、そのうち臨時的任用を行ったものは、平成9年度が55人 (93.2%)、平成10年度が64人 (92.8%)、平成12年度が57人 (96.6%)、昨年度が78人 (96.3%) となっています。

このように育児休業取得に対する代替措置としての臨時的任用は、育児休業制度の定着とともに、極めて高率で行われるようになっていきます。

ところで、昨年度の臨時的任用78人のうち、書記官を任用できたのは21人 (26.9%) にとどまっています。今後も、育児休業取得者の増加が見込まれる一方



味方参事官

で、少量退職期に加えて、新再任用制度の実施による臨時的任用候補者の給源の減少が見込まれますので、より一層、書記官の

臨時的任用候補者の確保に努めていく必要があるものと考えています。

その方策としては、1年以内に定年退職、再任用終了、自己都合退職等が予定されている書記官有資格者に対し、新再任用制度における再任用の意向確認手続等の機会を利用して、臨時的任用の希望の有無についてきめ細かな情報収集を行ってきています。また、従来同様、退職予定者に作成していただいている「退職者カード」にも臨時的任用の希望の有無について記載していただいております。これについては、退職者の退職後の動向の把握にも努め、データを常に最新のものに更新するなどして、臨時的任用候補者の確保に役立ててもらっています。

また、給与面でも、新再任用制度実施後も、これまで行ってきた給与決定方式を維持していくため、結果として新再任用者よりも有利な扱いとなるものと考えています。

なお、書記官の臨時的任用候補者の確保ができない場合には、事務官の臨時的任用をすることが多いかと思われませんが、事務官での臨時的任用につながる場合に限ってはありますけれども、産前産後休暇の期間についても事務官の業務を処理するための要員を、言わば事務補助要員として、賃金雇人の形で雇い入れることを認めてきています。最近の3年間では、平成10年度に書記官の育休代替措置として事務官を臨時的任用した27人のうち22人(81.5%)、同様に平成11年度は32人のうち25人(78.1%)、昨年度は57人のうち56人(98.2%)について賃金雇人が雇用されています。

5 書記官の研修等に関する諸問題について

(1) 平成13年度の書記官研修について
戸川企画調査部長 平成13年度の書記官研修の予定とその内容についてお聞かせください。

味方参事官 平成13年度に実施する書記官を対象とする研修の予定とその内容については、次のとおりです。

ア 書記官基礎研修(基礎研)

平成13年度の基礎研は、書記官任用試験(CP-53)合格者を対象として2回に分けて実施します(第1回は4月6日～5月25日、第2回は5月30日～7月13日)。

基礎研は、民事、刑事、家事及び少年のすべての科目を対象として行っていますが、研修員が現に担当する分野についてより深い実務知識及び技能を習得する必要性もあるため、従来から、(1)単位数の一部について選択コース制を採用しているほか、(2)できるだけ多くの科目単位数を確保するために5時限授業を実施し、また、(3)3月に裁判事務修習を実施して、基礎研参加予定者に対し書記官実務に関与する機会を与えるよう、各庁にお願いするなどの配慮を行ってきました。

平成13年度は、従前の刑事立会・簡裁コースを刑事立会コースと改め、刑事事件担当者を第1回に集中して参加させ、担当職務に関する研修内容の充実を図りました。

また、平成13年度の研修内容については、平成12年度の刑事部門に続き、民事部門においても模擬検証及び講評を実施しないこととしたほか、各選択コースの内容の見直しを行い、限られた時間の中でより研修の

必要性及び研修効果の高い、実務に即応する科目の充実を図ったところです。

イ 書記官総合研修（総研）

総研は、実務処理能力の向上に関する知識付与に重点を置いたものから、応用力や問題意識をかん養し、中堅書記官として期待される役割について自覚を促すという職務意識の向上を目指すものへと研修内容を徐々にシフトしていくという方針に基づき、内容を刷新して実施してきました。

こうした流れを踏まえ、また、これからの書記官には、公証事務の担い手としてだけでなく、コートマネジャーとして審理の過程に積極的に関与していくことがますます要請されることにかんがみ、平成13年度は、平成12年度の刑事部門の見直しに続き、民事、家事及び少年の各部門についても大幅な内容の見直しを行いました。

すなわち、各部門において、従来細分化して実施してきた科目を統合し、総合演習としてリニューアルするとともに、実施方法についても、個別の論点について考察を加えるという形式のものから、実際の事件記録等を基に作成された演習記録や事例問題を素材として、事件の受理から終局までの手続的な流れを意識しつつ、審理段階に応じた実務上の問題点につき多角的に検討を行うものへと変更しました。

例えば、民事科目については、「民事総合演習」の名称で、8単位をかけ、訴訟物の把握、主要事実の整理、整理書面の作成、訴訟手続上の諸問題の検討、間接事実や証拠の整理、進行管理上の諸問題の検討等を有機的に関連付けて取り上げることを予定しています。これに伴い、従来実施していた「民事演習講評」（4単位）及び「民事

実務問題研究」（2単位）は、「民事総合演習」に発展的に吸収されることとなります。

また、研修員が主体的、積極的に研修に参加できるように、研修員に共同討議の司会を行わせたり、一つの班を更に少人数のグループに分けて研修員相互の自主的な討議、発表を促すことなども考えています。

ウ 主任書記官等に対する研修

主任書記官等に対する研修としては、現在、中央研修において中間管理者（裁判部）研修を、高裁委嘱研修で新任中間管理者研修を実施しています。

中間管理者（裁判部）研修は、平成8年度まで、民事、刑事及び家裁の部門別に実施してきたものを、研修員に裁判所全体に目配りができるだけの広い視野を持たせることを目的に、平成9年度から民事、刑事及び家裁部門を統合した研修に衣替えして実施しています。これは、中間管理者として一定の経験を積んだ研修員に、より高度のマネジメント能力を付与し、また、管理職員としての視野を広げるという目的から変更したのですが、平成13年度も同様に実施したいと考えています。平成13年度は、11月5日～9日、11月26日～30日、平成14年1月28日～2月1日の3回を予定しています。

エ 書記官実務研究会

平成13年度に実施を予定している研究会は、「民事実務（倒産）研究会」、「民事実務（訴訟）研究会」、「刑事実務研究会」及び「少年実務研究会」の4本であり、それぞれ、次のようなテーマを中心として実施する予定です。

(ア) 民事実務（倒産）研究会，民事実務（訴訟）研究会

民事実務研究会は，倒産と訴訟に分け，前者は5月30日～6月1日の日程で35人の参加を，後者は9月10日～12日の日程で60人の参加を予定しています。

倒産については，司法研修所が実施する平成13年度民事実務研究会と一部合同で実施し，「倒産事件処理における裁判官と書記官の協働・連携の在り方」をテーマに裁判官と研究討議を行う予定であるほか，民事再生事件及び破産管財事件における書記官実務の諸問題についても取り上げる予定です。

また，訴訟については，平成12年度に引き続き「裁判体の事案解明行為への書記官の参画」を取り上げ，「民事立会部における書記官事務の指針」及びその解説並びに平成12年度書記官実務研究（テーマは「争点整理を中心とした書記官事務の研究」）を踏まえた内容で実施する予定です。

(イ) 刑事実務研究会

11月19日～21日の3日間で，被害者保護等をテーマに実施する予定です。人員は60人を予定しています。

(ウ) 少年実務研究会

9月26日～28日に，人員30人で実施する予定です。内容については，「改正少年法をめぐる諸問題」をテーマに，司法研修所及び家庭裁判所調査官研修所と一部合同で実施することを予定しています。

オ 書記官実務研究

「和解に関する書記官事務の研究」をテーマに既に研究が開始されたところです。民事訴訟の冒頭から終局に至るまでの手続において，訴訟の実質的側面に書記官が主体

的，積極的に関与するという基本方針の下，裁判官との協働態勢の中で，書記官が和解手続にいかにかかわっていくか，そのために実務上留意すべき点は何かなどについて研究を行うことを予定しています。実務に直接役立つ実務研究報告となるよう，研究員を指導していきたいと考えています。

(2) 新設される裁判所職員総合研修所（仮称）構想の進捗状況について

戸川企画調査部長 新設される裁判所職員総合研修所（仮称）構想の進捗状況についてお聞かせください。

安浪給与課長 裁判所職員総合研修所（仮称）（以下「新研修所」といいます。）については，できるだけ使い勝手の良いものを作りたいと考えており，多岐にわたる事項について，最高裁内部での検討を行いながら，関東地方整備局（旧関東地方建設局），設計業者（株）久米設計）とも調整を行ってきたところですが，去る4月18日に職員等に平面計画案を提示して意見，要望等を聴取することにしたところです。

この意見聴取については，検討期間を十分確保するため，最高裁への提出期限は6月15日までとしています。

新研修所の建物については，当初，管理棟，研修厚生棟，宿泊棟3棟，体育館の6棟と説明していましたが，その後の検討の結果，研修施設の充実を図りつつ必要十分な宿泊施設を確保するという観点から，管理棟，研修棟，厚生棟，宿泊棟2棟及び体育館の合計6棟とする案としました。

基本的な考え方としては，書記官，事務官及び家裁調査官各職種の専門性を高める方向で研修の充実・発展を図るとともに，各職種間の協働・連携をより一層深めると

いう
種に
して
平
た意
ます
央研
及び
配置
OA
形態
す。
室を
れる
でき
研究
た。
寮
イレ
ンド
こ
て，
とに
こ
備，
望等
えて
はこ
聴い
の建
今
新研
検討
予算

の下、
が和解
のため
について
実務に
、研究
す。
研修所
て
判所職
況につ
修所
ます。)
良いも
わたる
を行い
方建設
も調整
4月18
意見、
です。
間を十
限は6
、管理
館の6
検討の
要十分
から、管
及び体
。
、事務
高める
もに、
めると

いう観点に立ち、管理棟及び研修棟に各職種に応じた執務室及び教室を機能的に配置しています。

平面計画案は、職員の皆さんから出された意見等も盛り込みながら作成されております。1階から4階までを書研関係及び中央研修関係等の研修を行う階層とし、1階及び3階には、それぞれクラス教室2室を配置しています。また、中教室、演習室、OA教室を配置し、ゼミ形式等様々な授業形態に柔軟に対応できるようになっています。さらに、2階には中央研修用の教室2室を配置しており、中央研修として実施される事務官等の研修の充実に資することができると考えていますし、3階には専門的研究を行うための実務研究室も配置しました。

寮は、ワンルーム型(ユニットバス、トイレ付き)の部屋となり、体育館、グラウンド等の施設も整備されています。

このように、現在の書記官研修所と比べて、教室等の設備は、はるかに充実することになります。

この平面計画案でお示した各部屋の設備、備品等については、職員等の意見、要望等を踏まえて今後検討していきたいと考えております。また、研修内容等についてはこれまでと同様、機会をとらえて意見を聴いていきたいと考えており、皆さんからの建設的な意見を期待しています。

今後、最高裁としては、平成16年4月の新研修所立ち上げに向けて、機構、組織の検討、所要の法改正、規則、規程等の改正、予算要求などを進めていく予定です。

6 OA関係について

(1) 裁判事務処理システムの導入などについて

戸川企画調査部長 昨年度導入された民事裁判事務処理システムの運用状況とその拡大についてお聞かせください。

細田制度調査室長 民事裁判事務処理システムは、平成12年9月から宇都宮地裁において本格稼働し、これまで順調に運用されています。

このシステムは、部を越えたネットワークを構築し、裁判官室と書記官室のみならず、民事訟廷事務室やその他の関連部署も含めた情報共有を行うことにより、民事訴訟事件の事務処理を、受付から終局、記録の保存廃棄に至るまでトータルに管理し、民事裁判事務処理全体を効率化、省力化、高度化しようとするものです。

システムで事件等の情報を一元管理することにより、事件簿、担当簿、期日簿等の帳簿がペーパーレス化されたほか、開廷表、出頭カード、呼出状等の帳票作成事務が大幅に省力化されています。



細田制度調査室長

また、従来、事件書類の送達費用等は、当事者から郵便切手で予納してもらっていましたが、システムにより郵便料の出納を管理することとし、原則として、現金又は振込により費用を予納してもらい、後納郵便により郵便物を送付することとしたことから、予納郵便切手の管理事務も大

幅に削減されています。

そのほかにも、事件記録の情報をシステムで管理することにより、記録の貸出状況や所在の把握が容易になり、記録の授受はバーコードを読み込むことで効率的に行われています。

また、宇都宮地裁への導入後に、同庁におけるシステムの運用上明らかになった改善事項について、より使い勝手の良いシステムになるよう改修を行い、既に宇都宮地裁の稼働環境に反映されています。一例を紹介しますと、各種情報の一覧画面において担当書記官名が参照できるように画面レイアウトを変更したことや、事件の進行状況がよりの確に把握できるようにデータの選択項目を追加したこと、事件記録の表紙のレイアウト及び表示項目数を一部見直したことなど、書記官事務の運用を考慮して、より円滑に実務に定着化させることを主眼とした改修内容となっています。

今後は、宇都宮地裁に民事裁判事務処理システムを導入したことにより生じた効果について、詳細に分析し、システム運用の在り方や改修等の参考にしていくことにしたいと考えています。

今後のシステムの展開については、6月中旬以降に大津地裁及び岐阜地裁に導入され、9月中には、さいたま地裁、岡山地裁、長崎地裁、福島地裁、旭川地裁、高松地裁にも導入される予定です。また、具体的なスケジュールは決まっていますが、順次全国の地裁に導入していきたいと考えています。

戸川企画調査部長 裁判事務処理システムの民事以外への展開その他裁判部におけるOA化の展望についてお聞かせください。

細田制度調査室長 刑事裁判事務について、平成11年度に行われた業務分析の結果等を踏まえて、現在、刑事裁判事務処理システムの開発を進めているところです。刑事裁判事務処理システムも民事裁判事務処理システムと同様に、部を越えたネットワークを構築し、裁判官室と書記官室のみならず、刑事訟廷事務室やその他の関連部署も含めた情報共有を行うことにより、刑事訴訟事件の事務処理を、受付から終局に至るまでトータルに管理し、刑事裁判事務処理全体を効率化、省力化し、適正さの維持を確保しようとするものです。平成13年10月ころに、名古屋地裁において本格稼働を開始することを目指しています。

このシステムの主要な機能を次に紹介します。

第1に、帳簿等の電子化が挙げられます。事件情報をシステムで管理することにより、事件簿、担当簿、期日簿等の帳簿を電子化してペーパーレス化を図り、各部署で重複した情報を帳簿等に記載する事務を大幅に省力化するとともに、事件情報の検索の利便性を高めることにより、外部からの照会に対する迅速かつ的確な対応が可能となります。

第2に、帳票作成の機能が挙げられます。システム管理されている情報を利用し、開廷表、召喚状、各種決定書の草稿等をシステムで出力することにより、帳票作成事務が効率化されます。

第3に、身柄関係情報の管理機能が挙げられます。身柄関係情報をシステムで一元管理することによって、身柄に関する帳簿のペーパーレス化を図るとともに、身柄の変動状態を一覧できるようにし、事務処理

ついで結果処理シ。刑務処、ワー、なら署も、事訴、至る、処理、維持を3年、10、稼働を、紹介し、ます。より、電子化で重複大幅に、の利、り照会、となり、ます。し、開、をシス、成事務、が挙げ、で一元、る帳簿、身柄の、務処理

の適正さの維持を図ります。また、身柄関係の帳票をシステムから出力することで効率的な帳票作成が可能となります。

第4に、記録管理機能が挙げられます。記録の授受について、バーコードを利用してシステムで管理することにより、記録の貸出状況、所在等が迅速に把握できるようになります。

第5に、押収物の管理機能が挙げられます。押収物について、バーコードを利用してシステムで管理し、押収物の受入れ、仮出し、処分の各事務の効率化を図るとともに、関連帳票を削減し、各部署で重複した情報を帳簿等に記載する事務が省力化されます。

第6に、統計機能が挙げられます。事件統計については、入力したデータを利用してシステムで集計することとなるため、事件票の作成が不要となります。また、月報、年表データの作成、集計も自動化されることとなります。

そのほか、裁判部における事務処理全般の効率化を積極的に推進していく観点から、平成12年度に、全国に更新を含めて相当多数に上る台数のパソコンを配布しました。その結果、書記官には1人1台（事件処理用システムを利用している一部の部署を除く。）のパソコンが整備され、事務官については、民事執行事件又は破産事件担当部署においては1人1台、その他の部署においてもおおむね1.5人に1台以上の整備密度となりました。

また、裁判所におけるネットワークの基盤であるJ・NETについて、平成11年度までに、本庁の訟廷事務室及び事務局、支部の庶務課等に端末を設置し、全国的なネッ

トワークを完成させましたが、平成12年度には、裁判部及び簡裁における円滑な利用を図るために、J・NET端末の増設を行いました。具体的には、二重床工事の完成した高裁、地裁及び家裁の本庁書記官室及び地裁本庁所在地にある簡裁について、既存のパソコンの一部をJ・NET端末化したほか、管内に離島所在の独立簡裁がある東京、長崎、鹿児島及び高松各地裁管内の独立簡裁についても、既存又は新規に配布されたパソコン1台をJ・NET端末化し、電子メールや最高裁が作成した判例情報や[]をより身近に利用できるようにしたものです。

今後とも、各部署における活用状況等を参考にしながら、J・NETの拡大を検討していきたいと考えています。

最後に、家庭裁判所の裁判事務全体のシステム化については、長期的に検討を進めていきたいと考えています。

(2) O Aサポート事務担当者の育成、配置等について

戸川企画調査部長 O Aサポート事務担当者が一部の庁に配置されているようですが、現在の状況についてお聞かせください。

細田制度調査室長

ア O Aサポート態勢確立の経緯

平成12年4月から、高・地裁の大規模庁を中心として、O Aサポート態勢を確立し、O Aサポートを職務として担当する者を配置することとしました。主として、訟廷事務室の書記官が任命されています。

職務内容は、総務局制度調査室との窓口としての業務、トラブル対応、O A研修への協力となっています。

このようなO Aサポート態勢を確立する

に至った背景は、大きく分けて三つ挙げられます。

一つは、パソコンの利用を前提とするシステムの開発・導入の進展です。

先ほど御説明したとおり、民事裁判事務処理システムが平成12年9月に宇都宮地裁に導入され、平成13年度には、大津及び岐阜の各地裁（第2次導入庁）並びにさいたま、岡山、長崎、福島、旭川及び高松の各地裁（第3次導入庁）に導入される予定で、今後、全国に展開していく予定です。

この民事裁判事務処理システムは、民事訴訟事件について、受付から終局までの手続をトータルにシステム化する本格的な基幹システムであります。

また、同様の基幹システムである刑事裁判事務処理システムについても、今後、全国に展開していく予定です。

2番目に、パソコンの配布台数とトラブルの増加が挙げられます。

パソコンの配布台数は、年々増加し、平成12年度には、更新を含めて約1万台のパソコンを配布したところですが、パソコンの数の増加に合わせて、パソコンの利用にまつわるトラブルも増加しています。

3番目には、自庁研修の充実の必要性が

挙げられます。

システムの展開やパソコンの配布台数の増加に伴い、OA研修の必要性は、今後、一層増大するものと考えられます。特に、1人1台の割合でパソコンが整備されている部署が多くなっていますが、これを有効に活用するためには、一人一人の職員のリテラシー（パソコンを使いこなす能力）を高めていく必要があります。そのため、パソコンに関するきめ細かな自庁研修を実施する必要性が高まっています。

このような状況に照らして、システムやネットワークの利用についてのサポート、パソコンのトラブルへの対応、自庁研修への協力を職務として行う職員をシステムが導入される庁を中心として、早期に配置する必要があると考えられたところでした。

これまでは、このようなサポート事務は、パソコンに詳しい職員の自発的な協力に支えられていましたが、協力する人の負担も重くなっているとの指摘もあったところであり、これらのサポート事務を業務の一部として取り込み、組織として対応する必要があると判断したものです。

イ OAサポート事務の内容

OAサポート事務担当者が担当するサポー



座談会風景（総務局関係）

ト事務
第1
判事
裁判
AN
を含
れた
次
術的
調査
の伝
進行
等の
期日
第3
総
るシ
サポ
なり
ます
O
務を
得し
当者
参加

ト事務の内容ですが、まず、業務の対象は、第1に、期日進行管理プログラム（民事裁判事務処理システム導入庁にあっては民事裁判事務処理システム）、第2に、部内LAN（LANを構成するパソコン等の機器を含む。）、第3に、訟廷事務室に導入されたJ・NET端末等となっています。

次に、業務の内容としては、第1に、技術的な情報伝達の窓口として、総務局制度調査室から提供された情報の書記官室等への伝達及び各書記官室等から出された期日進行管理プログラム等に関する意見、要望等の伝達、第2に、機器、ネットワーク、期日進行管理プログラム等のトラブル対応、第3に、OA研修への協力となります。

総務局以外の局課が開発し、展開しているシステム等のサポートについては、OAサポート事務担当者の職務外ということになりますので、御注意いただきたいと思えます。

ウ 情報処理研修の実施

OAサポート事務担当者がこのような事務を処理するために必要な知識・技能を習得してもらうために、OAサポート事務担当者には、中央で実施する情報処理研修に参加してもらうこととしています。

昨年度は、2次に分けて実施し、第1次と第2次、合わせて10日間の研修を受けてもらったところです。特に、第2次の研修は、OAサポート事務担当者のみを対象とし、OAサポート事務を行うための必要な実践的な知識等を身につけてもらうことを目的として実施しました。内容的にも充実したものとなり、研修員からも好評でした。

なお、参考までに、末尾に情報処理研修のカリキュラムを添付していますので、参考にしてください。

エ OAサポート態勢の評価と今後の課題

OAサポート事務担当者が配置されている庁については、サポート態勢は確実に機能していると考えています。

特に、民事裁判事務処理システム導入庁では、OAサポート事務担当者が中心となって活躍され、本格稼働前の習熟訓練、本格稼働後の職員へのサポート、障害等についての制度調査室への連絡等が円滑に実践されており、所期の成果が上がっていると考えています。

それ以外の庁についても、OAサポート事務担当者のパソコン全体についての技術が、情報処理研修等を通じて向上したこと



座談会風景(人事局関係)

により、制度調査室とOAサポート事務担当者配置庁との間における技術的な情報についてのやり取りがスムーズに行われ、また、迅速なトラブル対応により、機器の復旧等が速やかに行われるようになり、それに対応して制度調査室によるサポートも容易に行われ、かつ、短時間で終了するようになってきています。

今後は、OAサポート態勢の展開が未了の庁への展開をどのようにしていくか、期日進行管理プログラムのカスタマイズはサポートを困難とするので、カスタマイズの在り方をどのように考えるか、家裁や支部・簡裁のOAサポート態勢をどのように構築していくか等が課題となっており、今後とも、制度調査室を中心に検討を進めていきたいと考えています。

7 その他

執務資料等の刊行予定及び刊行計画について

戸川企画調査部長 執務資料等の刊行予定及び刊行計画についてお聞かせください。

増田参事官 平成12年度は、「録音反訳参考資料」を改訂し、本年3月に各庁に配布しました。

この参考資料は、録音反訳方式に関する事務の運用等を定めた通達の解説、録音反訳方式利用庁において作成されたマニュアル等、録音反訳方式に関する事務を処理する上で参考となる資料を取りまとめたものです。今回の改訂では、裁判文書のA判横書き化に伴い改定された「反訳処理作業の指針」を登載したほか、付録の資料を追加、整理しましたので、録音反訳方式の円滑な運用のために活用していただきたいと思

います。

なお、今後の執務資料の刊行について要望等がありましたら、是非お寄せいただきたいと考えています。

戸川企画調査部長 これをもちまして、お聞きしたいことが終了しましたので、進行役を下ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

齊藤総務部長 以上をもちまして、座談会を終了させていただきます。閉会に当たり、植田会長からごあいさつを申し上げます。

植田会長 本日は、お忙しい中、長時間にわたって、多くのテーマについて、大変有意義なお話を伺うことができまして、誠にありがとうございました。書協としては、本日伺ったことを書記官事務の充実、発展のために役立て、そして、適正迅速な裁判の実現に貢献していきたいと考えています。今後とも、書協のために、御指導、御支援をいただきますよう、お願いいたします。

裁判所書記官研修所における情報処理研修のカリキュラム（平成12年度の例）

（カッコ内の数字は単位数を示す。数字のないものは1単位）

いて要
 いただき
 して、
 で、進
 うもあ
 , 座談
 に当た
 上げま
 時間
 , 大変
 て、誠
 ては、
 , 発展
 な裁判
 います。
 御支援
 ます。

第1次（5日間）

裁判所の情報化について

OAサポート態勢について

裁判所のLANの運用(3)

LANの一般知識

部単位のLAN

期日進行管理プログラム(5)

プログラム実習

班別討議

トラブル対応講座 期日進行管理プログラ

ムのトラブル(2)

J・NETの基礎について(4)

J・NETの概要

J・NETの基本操作

ノーツ・データベースについて

J・NETに関するトラブル対応

著作権について（外部講師）

インターネット社会と情報セキュリティ

（外部講師）

共同討議

質問コーナー（任意参加）

第2次（5日間）

OAサポート態勢の現状と課題

J・NETの運用(3)

民事裁判事務処理システムについて(4)

トラブル対応講座 応用編(3)

情報処理関係研修の指導方法(3)

情報化リーダーについて（一部外部講師）

(4)

共同討議